

教育委員会総務課

赤穂市教育振興基本計画(案)に対するパブリックコメントの実施について

赤穂市教育振興基本計画(案)について市民の皆様のご意見を反映させるため、ご意見を募集(パブリックコメント)いたします。

1 赤穂市教育振興基本計画(案)の公表方法

- (1) 市のホームページに掲載
- (2) 市内各公民館(9箇所)で供覧
- (3) 教育委員会総務課総務係(市役所第2庁舎)で供覧

2 募集期間

平成23年11月28日(月) ～ 平成23年12月27日(火)

3 意見の提出方法

計画(案)に対するご意見に住所、氏名、電話番号をご記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

(書式自由) 12月27日(火)必着

- (1) 教育委員会総務課総務係へ持参(土・日曜日及び祝祭日を除く)
- (2) ファクシミリまたは電子メールによる送信

4 意見の提出できる人

- (1) 市内に住所がある人
- (2) 市内の事務所や事業所等に勤務している人
- (3) 市内の学校に在学している人
- (4) 市内に事務所や事業所等がある法人、団体等

5 結果の公表

提出されたご意見の概要と検討結果については、次の方法による公表とします。

- (1) 市のホームページに掲載
- (2) 市内各公民館(9箇所)で供覧
- (3) 教育委員会総務課総務係(市役所第2庁舎)で配付

注1) ご意見をいただいた方の氏名等の公表はいたしません。

注2) ご意見に対する個別の回答はいたしません。

注3) 内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

6 問合せ及び意見提出先

教育委員会総務課総務係

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

電話 (0791)43-6857(直通)

メールアドレス kyosoumu@city.ako.lg.jp

○赤穂市市民参加に関する条例

平成17年3月25日
条例第7号

赤穂市は、歴史と文化のある、豊かな自然に恵まれた美しいまちです。

私たち市民は、このまちに誇りをもつて暮らしています。そして、市民が輝いて生活することのできるまちづくりを進め、次の世代へと引き継いでいくことを強く願っています。

このようなまちを実現するためには、市民一人ひとりのまちづくりへの思いが市政へ反映される仕組みが必要であり、市民と市が、相互の信頼関係に基づく協働によるまちづくりを行うため、私たち市民誰もが、市政に参加することができるようこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民参加を推進するための基本的な事項を定めるとともに、より良いまちづくりのため、市民と市がともに考え、その実現に向け協働によるまちづくりを進めていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 市が行う施策の企画立案から意思決定に至る過程において、市民が自己の意思を反映させることを目的として意見を述べ、又は提案を行い、市民と市が協働することにより、市民が市政に参加することをいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人、その他の団体をいう。
- (3) 協働 市民と市がそれぞれの果たすべき役割を理解し、相互に補完し、協力することをいう。
- (4) 実施機関 市長(水道事業及び病院事業を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。
- (5) 審議会等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する審議会等及び市の施策の企画立案、行政活動等について意見交換、提言等を行うため要綱等により設置する懇談会等をいう。
- (6) パブリックコメント手続 市の施策を行うにあたり、実施機関がその趣旨、内容その他必要な事項を公表し、書面等により広く市民の意見等を求める方法で実施する手続をいう。
- (7) 意見交換会等 実施機関が行う施策課題等の説明に基づき、市民の意見等を聞く手法で行う手続をいう。
- (8) ワークショップ 市民と市又は市民同士が相互に議論等を行うことにより、案を作り上げていく手法で行う手続をいう。

(基本原則)

第3条 市民参加の基本原則は、次の各号のとおりとする。

- (1) 全ての市民に、平等に参加する機会が与えられることにより行われなければならない。
- (2) 市民と市が市政に関する情報を共有することにより行われなければならない。
- (3) 市民と市がまちづくりの協働のパートナーとして、相互に尊重しなければならない。
- (4) 市民の多様な価値観等に公平かつ的確に対応して行われなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、協働の精神のもと自主的かつ自発的に市民参加を行うよう努めなければならない。

- 2 市民は、自らの発言と行動に責任をもつて市民参加を行うよう努めなければならない。
- 3 市民は、市民全体の公共の利益を推進することを基本として、市民参加を行うよう努めなければならない。
- 4 市民は、市民参加を推進するため、公益的な市民活動に理解を深めるよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、市民参加の機会を積極的に設けるよう努めなければならない。

- 2 市は、市民自らが市政について考え、行動することができるよう情報の提供に努めなければならない。
- 3 市は、市民が容易に市民参加できるよう創意工夫に努めなければならない。

(市民参加手続)

第6条 この条例における市民参加の手続(以下「市民参加手続」という。)の方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 審議会等への付議
- (2) パブリックコメント手続の実施

- (3) 意見交換会等の開催
 - (4) ワークショップの開催
 - (5) 住民投票の実施
- 2 実施機関は、次条第1項各号に定める施策(同条第2項で適用除外となる施策は除く。)を実施しようとするときは、原則としてパブリックコメント手続を実施するものとする。ただし、パブリックコメント手続以外の市民参加手続の実施が適当と認められるときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、必要があると認めるときは、第1項各号に定める市民参加手続を併用して実施するものとする。
- (市民参加手続の対象等)
- 第7条 市民参加手続の対象となる施策は、次の各号のとおりとする。
- (1) 市の基本的政策を定める計画及び個別行政分野における施策の基本的事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 市の基本的な方針又は制度を定める条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - (3) 市民の生活に重大な影響を及ぼす条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - (4) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - (5) 公用又は公共用に供される重要な施設の建設等に係る計画の策定又は変更
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を実施する必要があると認められるもの
- 2 前項第1号から第5号までに定める施策のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、市民参加手続の実施を要しないものとする。
- (1) 関係法令等の規定に基づいたもので、政策的な判断を要しないもの
 - (2) 意見聴取手続又は実施基準が法令等に定められているもの
 - (3) 国又は他の地方公共団体との間において共同で事業を行つているもの、又は既に存在する事実上の標準に準拠して決定することが合理的と認められるもの
 - (4) 施設、設備の維持管理に関するもの
 - (5) 市内部にのみ適用されるもの
 - (6) 軽微なもの
 - (7) 緊急を要するもの
- 3 実施機関は前項第7号の規定により、市民参加手続を実施しなかつた場合においては、事後速やかにその理由を公表するものとする。
- (実施時期)
- 第8条 実施機関は、市民参加手続を実施するときは、前条第1項各号に掲げる施策の企画立案から意思決定に至る過程における適切な時期に行わなければならない。
- (提出された意見等の取扱い)
- 第9条 実施機関は、市民参加手続を経て提出された意見等を市の施策に反映させるよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定による意見等に対する検討を終えたときは、赤穂市情報公開条例(平成17年赤穂市条例第2号)第7条に規定する非開示情報(以下「非開示情報」という。)に該当するものを除き、規則で定める事項について公表するものとする。
- (審議会等への付議)
- 第10条 実施機関は、市民の知識及び経験に基づく審議又は意見交換により提言、報告等を求める必要がある場合は、審議会等に付議する。
- 2 実施機関は、審議会等の委員の選任にあつては、他の審議会等の委員就任状況等を勘案し、市民から幅広く選任するよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、第1条の目的を推進するため、審議会等に市民公募による委員を選任するよう努めなければならない。
- 4 審議会等の会議(以下「会議」という。)は、原則として、公開とする。
- 5 実施機関は、開催した会議の会議録を作成しなければならない。
- 6 会議録は、非開示情報である部分を除いて公表するよう努めなければならない。
- (パブリックコメント手続)
- 第11条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめその内容等を公表しなければならない。
- 2 市民が意見等を提出するときは、規則で定める提出方法によるものとする。
- 3 パブリックコメント手続を実施する場合の意見等の提出期間は、原則として1月以上とし、意見等を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない場合はこの限りでない。
- 4 意見等を提出する市民は、原則として住所、氏名等を明らかにしなければならない。
- (意見交換会等の開催)
- 第12条 実施機関は、意見交換会等の開催にあつては、市民が広く参加できるよう開催日時、開催場所、議題等をあらかじめ公表しなければならない。

- 2 実施機関は、意見交換会等を開催する場合は、説明に係る資料等を配布するなど、参加者の理解を得られるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、意見交換会等を開催したときは、開催記録を作成しなければならない。
- 4 開催記録の公表にあつては、第10条第6項の規定を準用する。

(ワークショップの開催)

第13条 実施機関は、ワークショップの開催にあつては、前条の規定を準用する。

(住民投票)

第14条 市長は、特に重要な政策で市民の意思を直接問う必要がある場合は、住民投票を実施することができる。

- 2 住民投票の実施については、必要のつど別に条例で定める。

(その他の市民参加手続の設定)

第15条 実施機関は、この条例の定めによるもののほか、必要と認めるときは、第6条に定める市民参加手続以外の市民参加の手続を実施することができる。

(市民参加手続の実施状況の公表)

第16条 市長は、毎年市民参加手続の実施状況をとりまとめ、これを公表するものとする。

(公表等の方法)

第17条 第9条第2項、第11条第1項、第12条第1項及び前条の公表は、規則で定める方法により行うものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第44号で平成17年10月1日から施行)

○赤穂市市民参加に関する条例施行規則

平成17年5月27日
規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、赤穂市市民参加に関する条例(平成17年赤穂市条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等の公表)

第2条 条例第9条第2項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 提出された意見等の概要
 - (2) 提出された意見等に対する実施機関の検討結果
- (審議会等の委員の公募)

第3条 条例第10条第3項に規定する審議会等の市民公募の委員は、原則として2人以上とする。

2 実施機関は、審議会等の委員の公募にあつては、当該審議会等の審議目的、募集人員、募集期間、応募資格及び応募方法並びにその他必要な事項を定め、公表するものとする。

(審議会等の開催の公表)

第4条 実施機関は、審議会等の会議(以下「会議」という。)を開催するときは、開催日時、開催場所、会議に付する事案等を原則として開催する日の10日前までに公表しなければならない。ただし、会議を非公開とする場合は、この限りでない。

(会議録等の作成)

第5条 条例第10条第5項に規定する会議録及び条例第12条第3項並びに条例第13条において準用する開催記録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議、意見交換会及びワークショップの名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者
- (5) 会議に付した事案の件名
- (6) 議事の概要
- (7) その他実施機関が必要と認める事項

(パブリックコメント手続の公表)

第6条 条例第11条第1項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事案の名称及び趣旨又は目的
- (2) 事案に関する市の原案
- (3) 意見等の提出先、提出方法及び提出期限
- (4) その他必要な事項

2 条例第11条第2項に規定する意見等の提出方法は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ装置を用いた送信
- (3) 電子メールの送信
- (4) 実施機関が指定する場所への書面での提出
- (5) その他実施機関が認める方法

3 意見等の提出期間は、30日以上の間を確保するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由により当該期間を確保できない場合は、この限りでない。

(意見交換会等の開催等の公表)

第7条 実施機関は、条例第12条第1項に規定する意見交換会等の開催及び第13条において準用するワークショップの開催にあつては、第4条の規定を準用する。

(実施状況の公表等)

第8条 実施機関は、毎年4月末日までに、前年度における市民参加手続きの実施状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、毎年5月末日までに、前年度における市民参加手続きの実施状況を公表するものとする。

(公表の方法)

第9条 条例第17条、第3条第2項及び第4条に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 広報紙への掲載による公表
- (2) インターネットによる公開
- (3) 公表に係る施策の所管課(室)での供覧
- (4) その他実施機関が認める方法

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。